



平成 25 年 9 月 6 日

## 国立大学授業料の納付方法の拡大（概要） －管区行政評価局のあっせんを踏まえたあっせん－

当省北海道管区行政評価局（以下「北海道管区局」という。）、中国四国管区行政評価局（以下「中四国管区局」という。）及び九州管区行政評価局（以下「九州管区局」という。）に対し、それぞれ国立大学授業料の口座振替ができる金融機関を増やしてほしい等の行政相談がありました。これについて、各管区局では、各管区局長が開催する行政苦情救済推進会議において、民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、それぞれ関係大学に授業料の口座振替ができる金融機関の拡大、振込みにおける指定金融機関の拡大について、あっせんを行いました。

このような問題は、上記の管区局管内に限らず、全国的に発生していると考えられるので、平成 25 年 9 月 6 日、文部科学省に対し、全国の国立大学法人に授業料の口座振替ができる金融機関及び振込みにおける指定金融機関の拡大を図ることを要請するようあっせんを行いました。

### （行政相談の要旨）

子供が県外の国立大学に入学することになり、授業料をゆうちょ銀行から口座振替で納付しようとしたが、ゆうちょ銀行等一部の金融機関は指定外となっており、やむを得ず指定された地元の金融機関で口座振替を行った。

しかし、他都道府県からの入学者のほとんどは、同大学側が指定する地元金融機関の口座を持っていないと考えられ、それらの者に新たに当該金融機関への口座開設を求めるのは不親切である。

国立大学は、授業料の口座振替にゆうちょ銀行を利用できるようにしてほしい。

(注) 1 ゆうちょ銀行の口座から授業料等を自動的に引き落とし集金することは「自動払込み」というが、本あっせんにおいては「口座振替」の用語を用いている。

2 中四国管区局で受け付けた行政相談は、「授業料の納付方法が振込みしか認められていないため、口座振替による授業料の納付も認めてほしい」というものであった。

### （北海道管区局、中四国管区局及び九州管区局における調査結果等）

- 北海道管区局及び九州管区局が管内の国立大学における授業料の納付方法を調査した結果、北海道管内では7大学中3大学が、九州管内では10大学中3大学が口座振替ができる金融機関を限定しており、ゆうちょ銀行等の全国に窓口がある金融機関を利用できないものとなっていた。このため、両管区局は、関係大学に対し、授業料の口座振替の取扱いを行う金融機関の拡大について検討するようあっせんした。
- 中四国管区局が同様に調査した結果、広島大学では、振込みによる納付しか認めておらず、指定金融機関も限定しているため、指定金融機関以外から納付すると手数料が割高になっていた。このため、同大学に対し、授業料の納付方法の見直しを検討するようあっせんした。

### （総務省本省におけるあっせん要旨）

文部科学省は、北海道管区局、中四国管区局及び九州管区局が行ったあっせんの趣旨を踏まえ、利用者の利便の一層の向上を図る観点から、全国の国立大学法人に対して、授業料の納付について、口座振替ができる金融機関及び振込みにおける指定金融機関の拡大を図るよう要請することが適当である。

### （あっせんの効果）

〔 このあっせんにより、全国の国立大学の入学者の授業料納付がより便利になる。 〕

## 各管区局におけるあっせん等の概要について

## 1 北海道管区局におけるあっせん等

北海道管区局が、北海道に所在する国立大学（7大学）に対して、授業料の納付方法について調査した結果は、次のとおり。

- (1) 口座振替ができる金融機関を限定しており、ゆうちょ銀行等の全国に窓口がある金融機関を利用できないもの3大学(旭川医科大学、北海道教育大学及び小樽商科大学)
- (2) ゆうちょ銀行を含む全国のほとんどの金融機関の口座から口座振替が可能となっているもの4大学(北海道大学、室蘭工業大学、帯広畜産大学及び北見工業大学)

また、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長：曾根理之 弁護士）に諮ったところ、「口座振替ができる金融機関を地元金融機関に限定している現状は、保護者（学費負担者）には不便であり、利便性を考慮して、口座振替ができる金融機関を増やすべき」等の意見があり、平成24年12月25日、関係大学に対し、あっせん。

## 【旭川医科大学、北海道教育大学及び小樽商科大学に対するあっせん】

収納代行業者の活用を含め、現在口座振替が可能な地元金融機関以外に、全国に窓口のある金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）について、授業料の口座振替の取扱いを行う措置を講ずることを検討すること。

## 2 中四国管区局におけるあっせん等

中四国管区局が、中国に所在する国立大学（5大学）に対して、授業料の納付方法について調査した結果は、次のとおり。

- (1) 振込みによる納付しか認めておらず、指定金融機関も限定しているため、指定金融機関以外から納付すると手数料が割高となるもの1大学(広島大学)
- (2) 口座振替ができる金融機関を限定しているものの、全国に窓口がある金融機関（ゆうちょ銀行）を利用できるもの4大学(鳥取大学、島根大学、岡山大学及び山口大学)

また、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長：川内 弘 広島修道大学教授）に諮ったところ、「振込みの指定金融機関が地方銀行1行のみというのは利用者サービスの面から改善の余地がある」等の意見があり、平成25年3月22日、広島大学に対し、あっせん。

## 【広島大学に対するあっせん】

広島大学は、授業料の納付方法について、学費負担者等の経済的負担の軽減及び利便性の向上を図る観点から、次のいずれかの措置を講ずる必要がある。

- (1) 口座振替方式を採用する場合には、ゆうちょ銀行など全国に窓口がある金融機関からの授業料の口座振替が可能となる措置を講ずること。
- (2) 振込方式を継続する場合には、指定金融機関の拡大、振込手数料の減免等について検討すること。

### 3 九州管区局におけるあっせん等

九州管区局が、九州に所在する国立大学（10大学）に対して、授業料の納付方法について調査した結果は、次のとおり。

- (1) ゆうちょ銀行を含む全国のほとんどの金融機関からの口座振替を行っているもの7大学（福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、長崎大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学）
- (2) ゆうちょ銀行を除くほとんどの金融機関からの口座振替を行っているもの2大学（佐賀大学、鹿屋体育大学）
- (3) 口座振替できる金融機関を限定しているもの1大学（熊本大学）

また、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長：石森久広 西南学院大学大学院法務研究科教授）に諮ったところ、「授業料の口座振替に利用できる金融機関を制限している大学は、授業料を払う保護者や学生へのサービスを向上させようとする観点が欠けている」等の意見があり、平成24年6月13日、関係大学に対し、あっせん。

#### 【佐賀大学及び鹿屋体育大学に対するあっせん】

- (1) 授業料等の収納業務の委託先に対し働きかけること等により、ゆうちょ銀行など全国に窓口のある金融機関からの授業料の口座振替が可能となる措置を講ずること。
- (2) 委託先が対応しない場合においては、委託先を変更したり、大学においてゆうちょ銀行など全国に窓口のある金融機関と口座振替の契約を行う措置を講ずること。

#### 【熊本大学に対するあっせん】

収納代行業者の活用を含め、現在口座振替が可能な地元2銀行以外に、全国に窓口のある金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）について、授業料の口座振替の取扱いを行う措置を講ずること。